

## 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

---

印西市（以下「本市」という。）では、平成26年度に「印西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、我が国では、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、実際に子育てしている保護者のニーズをきめ細かく把握し、保護者の状況に合った子育て支援をすることが重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもと保護者が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「印西市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

## 2 計画の名称

---

本計画の名称は「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」とします。

また、本計画が、子ども・子育ての共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民が協力して計画を推進するため、計画の愛称を「いんざい子育てプラン」とします。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画に位置付けて、一体的に策定するものです。

また、本市の最上位計画である「印西市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、関連計画（印西市地域福祉計画、印西市障がい者プラン、健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～、印西市男女共同参画プラン、印西市教育振興基本計画）との調和が保たれた計画として策定するものです。

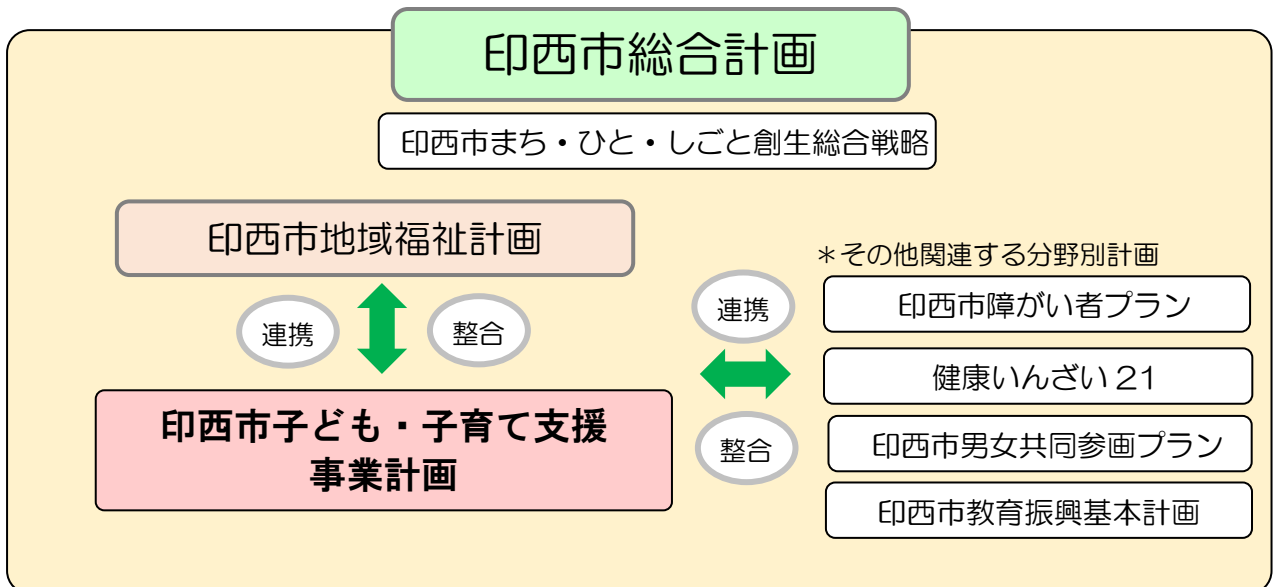
#### 〔計画の基本となる理念〕

##### ① 子ども・子育て支援法の基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

##### ② 関連する主な計画



## 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### ■ 計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
← 子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画 →				

## 5 子ども・子育ての国の動向

子ども・子育て支援法関連3法の成立以降、国の子ども・子育てに関する主な動向は次のとおりです。

### ■ 国の動向

平成24年 (2012年)	子ども・子育て支援法関連3法成立
平成27年 (2015年)	保育士確保プラン策定
	少子化社会対策大綱改定
	次世代育成支援対策推進法延長
平成28年 (2016年)	子供・若者育成支援推進大綱策定
	児童福祉法一部改正
	ニッポン一億総活躍プラン策定
	切れ目のない保育のための対策策定
平成29年 (2017年)	子育て安心プラン策定
	新しい経済政策パッケージ策定
平成30年 (2018年)	子ども・子育て支援法一部改正
	子ども・子育て支援事業の基本指針改正
令和元年 (2019年)	幼児教育・保育の無償化実施

## 6 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」を進める制度として、平成27年度にはじまりました。

法律施行から約5年が経過しましたが、国全体で少子化からの回復基調がみられないことから、政府は社会保障を全世代型へ抜本的に見直し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図って子育て世帯を応援することを決定しました。

令和元年10月から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、幼児教育・保育の無償化が導入されました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むものです。また、新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用者に対して、利用料の補助（施設等利用費の支給）を行うための「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮や保護者に対する情報提供などを通して施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

## 7 子ども・子育て支援の意義のポイント（基本指針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することにほかならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。